

韓国の個人情報保護法の内容と個人情報保護管理体系

東亜大学校 法科大学院教授
崔 祐 溶(チェ・ウヨン)

I はじめに

韓国の個人情報保護法(法律第10465号)は、2004年から7年近い論議過程を経て2011年3月29日公布され、同年9月30日より全面的に施行されるようになった。その間、情報社会の高度化や個人情報の経済的価値の増大などの理由から、社会のあらゆる領域にわたり個人情報の収集や利用が拡大されてきた。しかしながら、制度的に社会全般を規律する個人情報保護の原則と個人情報処理基準が設けられていなかったため、個人情報の保護が不十分であっただけでなく、個人情報の漏洩・誤用・濫用などの被害事例が頻繁に発生していた。¹

個人情報保護法はこのような問題に対処するため、約350万に至る公共機関や民間事業者を規律対象とし、国際水準に符合する個人情報処理原則などを規定し、個人情報侵害による国民の被害救済を強め、国民の私生活の秘密を保護し個人情報に対する権利や利益を保障することを目指して制定された。そして、個人情報保護管理体系(PIMS)が、2011年12月30日、放送通信委員会で制定されることになった。

本稿は、韓国の個人情報保護法の内容を中心に考察することにする。PIMSの内容については資料の量が膨大であることで、その内容を概略するにとどめたい。それゆえに細部の争点や施行に従う問題点などについては今後の研究課題として残しておきたい。

II 個人情報保護法制定の意義及び法制定の必要性

¹ 2008年2月インターネットショッピングモールオークションのハッキングによる1千万会員情報の漏洩事件、精油会社GSカルテックスの内部社員による1千1百万会員情報漏洩事故などの発生にあたって自分の個人情報が自分も知らないうちに漏洩されるかも知れないという不安が拡散するとともに個人情報保護についての国民的な関心が一層高まっていた。

1. 個人情報保護法制定の意義及び既存の法令との関係

(1) 個人情報保護法は上記の通り、規律対象の範囲を民間事業者まで拡大させると共に、個人情報収集の事前同意の強化、個人情報利用・提供の最小化、個人情報収集・目的達成後の破棄など、個人情報の収集・利用・処理・破棄の各段階別に共通の保護基準を定めている。そのため、これまでの個別法ごとに定められていた処理基準による事業者たちの混乱はある程度和らげることになると思われる。

また、個人情報の閲覧・訂正・削除及び処理停止権の保障、個人情報漏洩時の通知・届出制度、集団紛争調整制度、権利侵害中止を求める団体訴訟制度等が導入されたことから、個人情報主体の被害救済が一層強化されたといえる。また、個人情報保護法により、住民登録番号などの固有識別番号の処理は厳格に制限され、映像処理機器(CCTV)設置・制限に関する根拠規定が設けられ、さらに公共機関には個人情報影響評価を義務付けることによって個人情報侵害事故予防及び国家の個人情報保護の水準が画期的に強化されると予想できる。

(2) 今回の個人情報保護法が制定されるまでは、公共部門と民間部門を統合して規律する法律は存在しなかった。従来は、公共部門においては「公共機関の個人情報に関する法律」が制定されていて、民間部門においては全領域に共通的に適用できる一般法は無く、多数の法律に個人情報保護に関する規定が散在していた。そこで、社会のニーズに答えて、個人情報保護法が2011年3月の国会本会議議決を経て2011年3月29日公布され、公布後6ヵ月を経過した2011年9月30日より全面的に実施されることとなった。同法の制定で既存の「公共機関の個人情報に関する法律」と民間を規律していた一部法律(例えば、「情報通信網法」)の条項は削除され、個人情報保護法に吸収されることとなった。

2. 法制定の必要性

個人情報保護法制定の必要性としては、まず、個人情報の保護を受けられない死角地帯が存在しその解消が重要な立法課題であったことが挙げられる。従来の個人情報保護体系は「公共機関の個人情報保護に関する法律(主管部署：行政安全部)」、「情報通信網利用及び保護法(放送通信委員会)」、「信用情報保護法(金融委員会)」、「教育基本法(教育

科学技術部）、医療法(保険副支部)、『電子商取引法(知識経済部)』、『消費者基本法(公正取引委員会)』、『通信秘密保護法(法務部)』など、部門別の個別法体系になっていて所管部署を中心とした個別の個人情報保護政策樹立及び執行が行われていた。下の[表1]は個人情報保護法制定前の法律体系を示すものである。

[表1] 法制定以前現行法律体系

公共部門(2万5千機関)	民間部門(350万事業者)	
行政安全部 関係中央行政機関 (公共機関個人情報保護法)	放送通信委員会	情報通信(情報通信網法 / 13万)
	行政案全部	デパート、ホテル、旅行会社など(情報通信網法 / 35万)
	金融委員会	金融、信用(信用情報利用及び保護法など / 1万)
	死角地帯	(約 350万事業者)

審議機構	公共機関個人情報審議委員会(公共機関個人情報法)	被害救済(民間)	個人情報紛争調整委員会(情報通信網法)

民間部門を対象とする被害救済は、情報通信網法に基づいた『個人情報紛争調整委員会』が担当し、公共部門は『公共機関個人情報保護審議委員会』で主要事案を審議していた。従来の個人情報法制と行政体制は絶えずに発生する個人情報の漏洩事件に適切に対応するには限界を露呈しており、何よりも個人情報侵害事故の相当数が製造業、サービス業など法適用から除外された事業者によって発生するという根本的な問題を抱えていた。なお、個別法間の個人情報の収集、利用、提供、破棄などに関する共通基準が無く個別に処理され、国民に混乱を招いたことも法制定が必要とされていた理由の一つであった。

次に、個人情報管理機関の責任ある管理を担保する法的根拠が必要であった。個人情報保護法は、公共機関が個人情報の安全な管理をおろそかにした場合、担当者への懲戒処分だけでなく、当該機関への過料処分、機関名の公開などの重い制裁を予定しており、情報管理機関には徹底な準備が要求される。なお、個人情報保護法は、既存の行政体系が事後

処罰と侵害の是正機能に偏っていたという批判を受け、個人情報ファイル登録制、個人情報影響評価制度、個人情報漏洩通知及び届出制などの事前予防機能を新た導入した。

III. 個人情報保護法の内容

1. 法律の内容

- (1) 個人情報保護法の適用対象を民間部門を含むあらゆる個人情報処理者とする。(第2条)
 - ①公共機関のみならず、非営利団体など業務上個人情報ファイルを運用するために個人情報を処理する者は、すべてこの法による個人情報保護規定を遵守しなければならないとし、電子的に処理される個人情報の他に手書き文書も個人情報の保護範囲に含まれる。
 - ②従来個人情報保護関連法律が適用されなかった死角地帯を解消し、社会全般の個人情報保護水準の向上が期待される。
- (2) 個人情報保護委員会の設置(第7条、第8条)
 - ①個人情報保護基本計画、法令及び制度改善など、個人情報に関する主要事項を審議議決するために、委員長1人、常任委員1人を含めて、15人以内の委員で構成する個人情報保護委員会を大統領所属で設置し、個人情報保護委員会には事務局を設置する。
 - ②委員会の設置により、個人情報保護に関連する重要事項については、意思決定の慎重性・専門性・客観性が確保されると期待される。
- (3) 個人情報の収集、利用、提供などの各段階における保護基準を定める(第15条から第22条まで)。
 - ① 個人情報を収集・利用または第三者に提供する場合は情報主体の同意を得ることとし、個人情報の収集・利用目的達成などに不必要となった時は速やかに個人情報を破棄する。
 - ② 個人情報の収集・利用・提供・廃棄に至る各段階別に個人情報処理者が遵守すべき処理基準を具体的に規定することで、法規の実効性が高まり個人情報の安全な処理が可能になると期待される。
- (4) 固有識別情報の処理制限強化(第24条)

- ① 住民登録番号などのように法令により個人を固有に区別するために付与された固有識別情報は、原則的に処理を禁じ、別途の同意を得たり、法令によって認められる場合などに限って制限的に許され、また大統領令で定める個人情報処理者はホームページ会員加入などの場合、住民登録番号以外の方法による会員加入を可能にしなければならない。
 - ② 住民登録番号の広範囲な使用慣行を制限して、住民登録番号の誤・濫用を防ぐことにより、固有識別情報に対する保護を一層強めた。
- (5) 映像情報処理機器の設置制限の根拠を規定(第25条)
- ① 映像情報処理機器運営者は一般的に公開された場所で犯罪予防など特定目的に限って映像情報処理機器の設置ができるようにする。
 - ② 映像情報処理機器の設置・運営の根拠を具体化することで、閉鎖回路テレビなどの映像情報処理機器の無分別な設置を防止し、個人映像情報の保護が強化された。
- (6) 個人情報影響評価制度の導入(第33条)
- ① 個人情報処理者は個人情報ファイルの構築・拡大などが個人情報保護に大きな影響を与える恐れがあると判断される場合、自律的に影響評価を行うことができるとした。また、公共機関には情報主体の権利侵害の恐れが大きい一定の事由に当たるときは、影響評価を行うように義務化した。
 - ② 個人情報侵害による被害は、原状回復などの事後権利救済が困難であるため、影響評価の実施であらかじめ危険要因を分析しこれを早期に除去することによって、個人情報の漏洩及び誤・濫用などの被害を効果的に予防できるようにした。
- (7) 個人情報漏洩事実の通知・届出制の導入(第34条)
- ① 個人情報処理者は個人情報漏洩の事実を知った場合、直ちに当該情報主体に関連事実を通知し、一定規模以上の個人情報が漏洩された時は専門機関に届出る一方、被害の最小化のために必要な措置を採るようにした。
 - ② これにより、個人情報漏洩による被害の拡散防止のための迅速な措置及び情報主体の効果的権利救済などに寄与できると期待される。
- (8) 情報主体の権利保障(第35条から第39条まで)
- ① 情報主体に個人情報の閲覧請求権、訂正・削除請求権、処理停止要求権などを与え、その権利行使方法を規定→‘個人情報自己決定権’²を明文化した。

² 韓国の憲法第10条は“すべて国民は、人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。

- ② 情報主体の権利を明確に規定することによって、情報主体が自らの個人情報に対する自己統制権を確保できると期待される。
- (9) 個人情報紛争調整委員会の設置及び集団紛争調整制度の導入(第40条から第50条まで)
- ① 個人情報に関する紛争調整業務を迅速かつ公正に処理するために個人情報紛争調整委員会を設け、個人情報紛争調整委員会の調整決定について受諾した場合は委員会の決定に裁判上和解の効力を与えた。これは、個人情報被害が大量・少額事件がほとんどであるという事実から集団紛争調整制度を導入したのである。
 - ② 個人情報関連紛争の公正かつ迅速な解決及び個人情報処理者の不法利用、誤・濫用による被害の迅速な救済を通して情報主体の權益保護に寄与すると期待される。
- (10) 団体訴訟の導入(第51条から第57条まで)
- ① 個人情報処理者に個人情報の収集・利用・提供などにおける準法精神や警覺心を高め、同一・類似個人情報訴訟に従う社会的費用を絶減するために個人情報団体訴訟制度を導入した。
 - ② 但し、団体訴訟の乱用を防ぐために、団体訴訟前に必ず集団紛争調整制度を経ることとし、団体訴訟の対象を権利侵害行為の中断・停止請求訴訟に限定した。
- (11) 個人情報侵害事実の届出(第62条)
- ① 個人情報処理者から権利あるいは利益を侵された者は、行政安全部長官にその侵害事実を届出ることができるし、行政安全部長官は届出の受付及び業務処理の支援のために個人情報侵害届出センターを設置・運営するようにした。
 - ② 個人情報侵害事実を届出たり、相談したりすることができる窓口を設けて、情報主体の迅速な権利救済や苦情処理に対応するようにした。

[表2] 法制定で変わった主要事項

区分	以前	情報公開法制定後
----	----	----------

国家は、個人の有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。”と規定し、また憲法第17条は“すべて国民は私生活の秘密と自由を侵害されない。”と規定している。これらの憲法規定は個人の私生活活動が他人から侵害されたり、私生活を乱れに公開されないという消極的な権利はもとより、今日の高度に情報化された社会において自分に対する情報を自律的に統制することができる積極的な権利も保障している趣旨であると解釈できる(大法院 1998. 7. 24. 宣告 96ダ42789 判決)。

規律対象	公共機関、情報通信事業者、 信用情報提供・利用者など、個人 情報保護義務適用	あらゆる公共事業者に法適用対象拡大
保護範囲	公共機関はコンピューターな どで処理される個人情報ファイルのみを保護対象とする。	役所で使用される申込み書類など、 紙文書に記録された個人情報も保護 対象にする。
固有識別番号 情報処理制限	住民登録番号など、固有識別 情報の民間使用をあらかじめ 制限する規定無し	原則的処理禁止-情報主体の別途同意、法令の根拠がある場合などに例外的に許容
	インターネット上で住民登録 番号以外の会員加入方法の提供を義務化(情報通信サービス提供者のみ)	インターネット上で住民登録番号以外の会員加入方法の提供義務化対象拡大 (情報通信サービス提供者→公共機関、一部民間分野個人情報処理者)
		住民登録番号など、固有識別情報の 処理時、暗号化などの安全措置確保 義務明記
映像情報処理 機器規制	公共機関が設置・運営する閉鎖 回路テレビ(CCTV)に限って規律 -犯罪予防及び交通取締など、 公益のために必要な場合、専門家及び利害関係人の意見収斂を経て設置 -録音機能、任意操作禁止	*公開された場所に設置・運営する映像 情報処理機器規制を民間まで拡大- 公開された場所のデパート、アパー トなどの建物の駐車場、商店内・外部 などに 映像情報処理機器を設置する 時は法令の根拠、犯罪予防・捜査、施設 安全及び火災予防、交通取締などの ために設置可能 *規律対象を既存CCTVからネットワーク カメラまで拡大 *公衆トイレ、銭湯、脱衣室などの私

		生活侵害の恐れの大い場所は設置 禁止
個人情報ファイル登録、公開及び影響評価	*公共機関が個人情報ファイル 保有時、行政安全部長官と事前協議 *行政安全部長官は事前協議ファイル官報に公告	*公共機関が個人情報ファイル保有時、行政安全部長官に登録 *長官は公開 *公共機関大規模個人情報ファイル構築など侵害危険の高い場合は、事前 影響評価実施義務化(民間は自律実施)
漏洩通知	関連制度無し	大規模個人情報の漏洩の場合、関係 機関の政策樹立及び積極的な事後措置 のために関係機関への届出義務規定 新設
委員会及び 紛争調整	国務総理所属の公共機関個人情報 保護審議委員会-公共部門 政策審議	大統領所属の個人情報保護委員会設置- 公共、民間部門個人情報保護政策 審議、議決機構
	個人情報紛争調整委員会-民間 分野紛争調整	個人情報紛争調整委員会の機能を拡大- 15人以内から20人以内
	団体訴訟、集団紛争調整制度 未導入	団体訴訟制度導入-権利侵害停止・中止 団体訴訟導入 集団紛争調整制度導入-多数、少額 個人情報漏洩被害について一括的な 紛争調整ができるように情報主体の 被害救済制度を強化

2. 施行上の問題点

個人情報保護法は、原則的に住民登録番号などの固有識別情報の処理を禁じ、情報主体の別途の同意や法令の根拠がある場合に限って例外的に許容している。(第24条)さらに同法は個人情報の最小収集を規定している。(第3条)

ところが、「情報通信網法」及び「公職選挙法」等では、依然として住民登録番号など(i-pinのような固有識別番号包含)の活用を前提にインターネット実名制を規定している。また、「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第6条 第2項は取引記録保存の目的で、「ゲーム産業振興に関する法律」第12条の3は青少年保護の目的(いわゆるシャットダウン制)で、住民登録番号を活用した認定及び保存を規定している。これは「個人情報保護法」の原則と一定の矛盾を示しているところである。

IV. 個別条項についての法的検討

1. 個人情報保護の対象

個人情報保護法第2条第1号で“個人情報”というは生きている個人に関する情報だと言ひ、情報主体を生きている者に限定している。そして同法第15条第1項第5号において“情報主体あるいはその法定代理人が意思表示ができない状態もしくは住所不明などで事前同意を得られない場合で、明らかに情報主体あるいは第3者の急迫な生命、身体、財産の利益のために必要だと認められる場合”にも個人情報処理者が個人情報を収集するようにしているため、本法の情報主体に死亡した個人が含まれるか否かに関しては、依然として議論の余地がある。この点に関連して、廃棄された法案ではあるものの、個人情報の範囲に関して、“但し、死者に関する情報は死亡日より10年以内のもののみ言う。”と規定し死亡した者の情報も個人情報の範疇内に含めた法案もあった。しかし、死亡した者は原則的に自然人としての人格が認められず権利行使の主体が存在していないことから、ほとんどの学者たちは死者の情報保護の必要性に否定的である。

2. 情報主体の事前同意要件の例外事由

個人情報保護法第15条第1項は、個人情報処理者が個人情報を収集・利用するための要件

として第1号～第6号の規定を置いている。³ 第1号は、情報主体の同意を得た場合で、これは第2項と結び付けられ、同意を得る当時の収集・利用目的と収集しようとする個人情報の項目、保有及び利用期間、同意拒否権告知などと関連する。しかし、第2号～第6号は、情報主体の同意を得ることなく個人情報を収集・利用できるようにした規定であり、‘不可避免な場合あるいは不可避に必要な場合’、‘正当な利益を達成するために’、‘相当な関連’等のような不確定概念を用いているため、個人情報処理者がこれを恣意的に解釈・運用する可能性が高く、結局情報収集のための‘事前同意の原則’の意味が薄れてしまう可能性がある。それに第2項の事前同意を受ける時に告知されるべき項目がひたすら第1号の情報主体の同意を受けた場合のみに該当され、事前同意無しに収集・利用された情報が、以後ほかの目的に変わったりする場合には、情報主体に告知できない状況が発生する可能性がある。いわゆる‘不可避免な場合’に該当されて事前同意なしに個人情報が収集されてから利用目的が変わる場合には、‘不可避免な場合’に該当されたゆえに同意無しに収集された個人情報がまた情報主体の同意無しに他の目的に利用されてしまう不合理な結果をもたらしかねない。

したがって、第2項の‘告知’に関する事項は第1号の事由に限定しないで、実質的に告知が無意味な場合、告知が不可能な第5号と法令上の義務を遵守するための第2号、あるいは公共機関が諸法令などで定める所管業務の遂行のために不可避免な場合である第3号を

³ 個人情報保護法 第15条(個人情報の収集・利用)

①個人情報処理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を収集することができその収集目的の範囲内において利用することができる。

1. 情報主体の同意を得た場合
 2. 法律に特別な規定があったり、法令上義務を遵守するために不可避な場合
 3. 公共機関が法令などで定める所管業務の遂行のために不可避な場合
 4. 情報主体との契約の締結および移行のために不可避に必要な場合
 5. 情報主体あるいはその法定代理人が意思表示ができない状態であったり、住所不明などで事前同意を受けられない場合で明らかに情報主体あるいは第3者の急迫な生命、身体、財産の利益のために必要だと認められる場合
 6. 個人情報処理者の正当な利益を達成するために必要な場合で、明らかに情報主体の権利より優先する場合。この場合、個人情報処理者の正当な利益の相当な関連があり、合理的な範囲を越えない場合に限る。
- ②個人情報処理者は第1項 第1号による同意を得るときは次の各号の事項を情報主体に知らせなければならない。次の各号のどれかの事項を変更する場合にもこれを知らせ、同意を得なければならない。

1. 個人情報の収集・利用 目的
2. 収集しようとする個人情報の項目
3. 個人情報の保有および利用期間
4. 同意を拒否する権利があるという事実及び同意拒否による不利益がある場合にはその不利益の内容

除いた第4号と第6号の場合には、告知義務を適用しなければならないと思われる。

3. 広範囲にわたる適用除外対象の問題

個人情報保護法第58条では同法の適用除外について定めている。個人情報保護法第58条第1項第1号～第4号に該当する場合には、本法の第3章から第7章までの適用が排除される。具体的には、第3章の個人情報の処理、第4章の個人情報の安全管理、第5章の情報主体の権利保障、第6章の個人情報紛争調整委員会、第7章の個人情報団体訴訟に関する規定がその適用除外になる。ところで、これらの規定は、新設された個人情報保護法の核心的な規律事項である。本法の適用除外になる事項が余りにも多すぎると言わざるをえない。⁴

もちろん同条第4項において、個人情報処理者は、第1項の各号によって個人情報を処理する場合にも（本法の適用除外対象になる情報であっても）、その目的のために必要な範囲で最小限の期間に最小限の個人情報だけを処理しなければならないとし、個人情報の安全管理のために必要な技術的・管理的および物理的保護措置、個人情報の処理に関する苦情処理、その他個人情報の適切な処理のために必要な措置を講ずることを規定し、慎重な情報処理をするように規定している。しかしながら、第9章の罰則規定においては、これらの違反に対する制裁が全く規定されていないため、これは注意規定にすぎなく何の強制力を持っていないことからその実効性が疑われている。そこで第1号と第2号、第3号、第4号の言論、政党の場合はさておき、宗教団体の宣教活動の目的達成のために収集・利用する個人情報にまでも適用外にしたことは問題であると思われる。

言論の取材・報道、政党の選挙立候補者推薦については各々民主主義的観点からその妥当性が認められるが、宗教団体の宣教に関しては国教を認めていないため、説得力がないとしか言えない。仮に、宗教団体の宣教活動のために法適用を排除しようとしても、欧米

⁴ 個人情報保護法 第58条 第1項(適用の一部除外)

1. 公共機関が処理する個人情報のうち「統計法」により収集される個人情報
2. 国家安全保障と関連のある情報分析を目的に収集あるいは提供要請される個人情報
3. 公衆衛生など公共の安全と安寧のために緊急な必要性がある場合で、一時的に処理される個人情報
4. 言論、宗教団体、政党が各々取材報道、宣教、選挙立候補者推薦など固有目的を達成するために収集・利用する個人情報

連合個人情報保護指針のように、その団体の構成員たちあるいはその団体と定期的な関係を結んでいる人々に限定するものでなければならないと思われる。⁵

4. 本法を違反した場合の制裁措置について

本法第34条の個人情報処理者は個人情報が漏洩されたことを知った時は、直ちに当該情報主体に本法の定める事実⁶を知らせなければならない(第1項)、大統領令で定めた規模以上の個人情報が漏洩された場合には専門機関に申告しなければならない(第3項)と規定している。⁷行政的制裁規定である本法第75条第2項第8号と第9号においては、第34条第1項あるいは第3項に違反して情報主体に本法で定める事実を知らせなかったり申告しなかったりした場合には行政罰に処されるとされている。しかし、その知らせと申告が「虚偽あるいは不完全な」名のものであった場合については、明確に定められていない。個人情報処理者の役割の重要性を考慮すると、不正確な告知や申告を含む「虚偽の告知と申告」に対す

⁵ 欧州連合個人情報保護指針は情報利用の正当な利益を保護するために情報主体の同意を原則として設定しているわけではないが、第8条において「政治的、学問的、宗教的あるいは魯堂組合の目的の持つ法人やその他非営利団体がその団体の正当な活動に関わって適切な安全装置を揃え、情報処理が遂行されるとき、但し、その情報処理はもっぱらその団体の構成員あるいは団体の目的の関連で定期的な関係を結んでいる人々に関するものであり、また政府主体の同意無しにはその処理情報を第三者に公開してはならないという但書がある。韓国法制研究院、個人情報保護法制についての立法評価、2008年立法評価報告書、法制研究院、p.756。

⁶ 漏洩された個人情報の項目、漏洩された時点と経緯、漏洩により発生しうる被害を最小化するために情報主体ができることができる方法等に関する情報、個人情報処理者の対応処置および被害救済手続、被害申告部署と連絡先など。

⁷ 第34条(個人情報漏洩通知など)

① 個人情報処理者は個人情報が漏洩された事が分かったときはさっそく該当情報主体に次の各号の事実を知らせなければならない。

1. 漏洩された個人情報の項目
2. 漏洩された時点とその経緯
3. 漏洩により発生できる被害を最小化するために情報主体が取れる方法などに関する情報
4. 個人情報処理者の対応措置および被害救済手続き
5. 情報主体に被害が発生した場合、届出などを受け付けられる担当部署および連絡先

③ 個人情報処理者は大統領令で定めた規模以上の個人情報が漏洩された場合には第1項による通知および第2項による措置結果をさっそく行政安全部長官あるいは大統領令で定める専門機関に届出なければならない。この場合、行政安全部長官あるいは大統領令で定める専門機関は被害の拡散防止、被害復旧などのための技術を支援できる。

る制裁方法をも本法に付け加える必要があると思われる。⁸

5. 法律についての総評

現代社会の特性上、情報の保護と利用は、適切な水準で相互間の調和と均衡を成すべきといわれるが、個人情報保護法はその名称からも分かるように原則的に情報の‘利用’よりは‘保護’に重点を置くべきであると思われる。したがって、本法で意図する規律内容に対する適用除外事項が多ければ多いほど、個人情報の自己決定権は制限されることになる。社会が高度産業化・情報化され、情報処理の必要性が強調されればされるほど、個人情報の自己決定権が侵害される可能性が大きくなる。前述したように、韓国の個人情報保護法は、長い間、学界と関連機関の多くの論議を反映して制定されたものである。その結果、個人情報の収集と利用、個人情報処理者の責務および監督機関のあり方などが、大変具体的で精緻に規定されている。しかし、情報収集・利用に関する事前同意の例外事項の範囲が広く(法 第15 第1項 第2号～第6号)、法適用が最初から排除される事項も多いため(第58条 第1項)、今後の運用における心配もある。そこで、立法者が、個人情報の漏洩および誤・濫用など個人情報侵害に対する厳格な予防の側面よりも、情報は本質的に個人の経済活動および人間関係の形成に必要な使用材であって保護されるより利用されるべきものであるという認識に立っていたのではないかと、とも思われる。⁹

V. 放送通信標準としての個人情報管理体系(PIMS)の制定(2011年12月30日 制定)

1. PIMS制定の目的

本標準は、放送通信委員会が制定した‘放送通信標準’(KCS. K0-12. 0001)で、個人情報

⁸ ドイツ連邦個人情報保護法第43条が、不正確な告知に対する制裁を一緒に規定していることも参考になる。

⁹ 主要外国の場合、代替的に個人情報保護についての自律規制システムが定着されている反面、韓国の場合、個人情報保護に対する社会的認識水準がまだ形成段階であることを考慮すれば、情報の保護と利用の適切な調和と均衡の焦点を‘利用’よりも‘保護’に合わせた方が好ましく、個人情報保護法は個人情報主体の事後同意ないし拒否する方式ではなく、政府主体の事前同意後情報収集が可能であるように規定した方が望ましいと考える。

これについて責任を負っている者たちが、効果的で体系化された個人情報保護の管理体系を構築して運営するのに必要な要求事項を定めたものである。

2. 主要内容要約

本標準の主要内容は、個人情報保護の管理体系の定義、管理体系の構成要素および構築方法について述べていて、ある組織の情報管理体系を大きく、個人情報管理過程、保護対策、生命周期(収集、利用・提供、管理・破棄)の三つの枠で区分している。

個人情報の管理過程は、個人情報保護政策樹立および組織構成、侵害危険分析による保護対策適用計画、危険管理過程を経た個人情報の管理計画と計画内の対策実現および運営、その後の検討とモニターリングを含む事後管理を継続的に遂行するための方法で構成されている。

個人情報保護対策は、管理体系を構築し、運営するために要求される技術的、管理的、物理的保護対策についての細部的な内容で、個人情報政策樹立、組織の構成、個人情報分類、教育および訓練、人的保安、侵害事故処理および対応の手続、内部検討および監査などについての具体的な実行方法で構成されている。

個人情報生命周期は、個人情報取り扱い生命周期(Life Cycle)にかかわる法的要求事項を個人情報収集による措置、個人情報利用および提供による措置、個人情報管理および破棄による措置に分けて、各々についての具体的な実行方法で構成されている。

3. 標準適用産業分野および産業に与える影響

個人情報保護の管理体系を活性化させることにより、多様なサービスを提供する企業と組織において管理体系が構築され、個人情報漏洩および悪用に対する国民の不安と不信を和らげることができる。そして管理体系を構築した組織は、企業自ら、顧客の個人情報を保護できる管理力量を確保できる。

4. 参照した国外標準

-ISO/IEC 27000, "Information technology - Security techniques - Information se

curity management systems - Overview and vocabulary”, 2007.

-ISO/IEC 27001, “Information technology - Security techniques - Information security management systems - Requirements”, 2005.

-ISO/IEC 27000, “Information technology - Security techniques - Information security management systems - Code of practice for information security management”, 2005.

本標準は国内標準で情報保護の管理体系樹立指針と海外標準 ISO/IEC 27001の内容を基に新たに作成されたものである。情報保護の管理体系樹立指針と ISO/IEC 27001標準が情報保護全般に渡って一般的に適用される情報保護の要求事項で構成されているといえ、本標準は一般的な要求事項のみならず、個人情報保護の法律的基盤を付け加え、個人情報生命周期全体(収集、利用、保有、提供、破棄など)を管理体系に反映して、組織が個人情報保護活動を体系的かつ効果的に管理できるモデルを提供したものである。

VI. 終りに

情報社会では、情報への接近および利用可能性の存否が権力関係だけでなく、社会・経済的階層構造にも影響している。情報の流通は、世代間および文化間の交流と相互作用を促進させる反面、知識と権力不平等、低所得層の情報疎外と情報教育の問題など、今後の大きな社会問題になる可能性がある。このような側面からすると、個人情報保護法制定は極めて大きい意味があり、国民からの期待も大きい。

新設された個人情報保護法は、公共部門と民間部門を包括する統合形式を採択している。しかし、前節したように、法の目的自体が個人情報保護に主眼を置くのではなく、民間部門に対する公法的規制がかなり制約され、またその実効性の担保の面においても問題がある。もちろん、まだ法律が施行されて間もない時期であり予断はできないが、今後の運用において更なる注意を払わなければ、法の本来の目的は達成できないと思われる。かつ、放送通信標準としてのPIMSの制定で、個人情報保護に対する体系的な整備が本格的になされ、個人情報保護のための新しい活力になれると予想される。今後、韓国での個人情報保護法とPIMSの運用については、慎重に見守っていく必要があると思われる。